

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)

【中北ブロック商工会】

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました。

(石綿則第3条、関係告示)

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。なお、施行は令和5年10月1日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

主な受講資格

- 1.石綿作業主任者技能講習修了者
- 2.大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者
- 3.短期大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務経験を有する者
- 4.高等学校または中等教育学校において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して、7年以上の実務経験を有する者
- 5.建築に関して11年以上の実務経験を有する者
- 6.特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者

※受講資格はこの他にも規定されています。詳細は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程第7条をご覧ください。

カリキュラム概要

科目等	時間
科目 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1時間
科目 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間
科目 石綿含有建材の建築図面調査	4時間
科目 現場調査の実際と留意点	4時間
科目 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
修了考査(筆記試験)	1.5時間
合計	12.5時間

◆ 受講料(テキスト代込) ◆

(建災防山梨県支部 会員)

¥40,000

(非 会 員)

¥45,140

◆ 開催日時／場所 ◆

日 程 (2日間)	時 間	締切日	場 所	定 員
12/14 (木)	08 : 50～ 16 : 10	10/31 (火)	アイメッセ山梨 「大会議室」 (甲府市大津町2192番地8)	70名
12/15 (金)	08 : 50～ 16 : 50			

※申込時、身分証明書(運転免許証・住民票・健康保険証等)のコピーを添付してください。
(＜氏名・生年月日・住所＞すべてが記載されているもの)

※ 当方での受講が初めての方、または前回撮影してから 5年以上経過した方は、当日写真撮影を行います。

※434円切手を貼った封筒 ※全ての受講者より講習当日回収させていただきます

修了証郵送用。(定形サイズ:簡易書留郵便にて、発行され次第発送致します。)

※封筒はお一人につき1通ずつ必要です。
複数の方の修了証を入れることは出来ません。
※委任状による一括受け渡しも可能です。

※受講定員 70名

※申し込み締め切り日 別紙申込書により中北ブロック商工会にて取りまとめ
〔令和5年10月31日(火)締切〕

※注意事項 申し込み後の取り消しは、資料を送付し受講料はお返しいたしませんので
ご了承下さい。